

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。尚、本指針は、①利用者の為の感染予防対策であること、②医療従業者が感染から保護されていること、③医療経済的に妥当であること、④環境に配慮されていること、⑤根拠に基づき実施されていることを基本理念としている。

第2条 病院感染対策委員会の設置及び運営・管理

- (1) 病院長を委員長とし、各専門職代表を構成員として組織する病院感染対策委員会(以下、対策委員会)を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。緊急時は、臨時会議を開催する。更に、対策委員会の実働部隊としてのインфекション・コントロールチーム(ICT)ならびにリンクナース(LN)を置き感染予防対策を実施する。
- (2) 対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 職員研修の企画
 - ④ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - ⑤ 患者様の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員は、その職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び病院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5) 下記に掲げる患者様を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は7日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項について保健所長を通じて県知事へ届出る。
 - ① 一類感染症の患者様、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者様又は無症状病原体保有の患者様及び新感染症にかかっていると疑われる患者様
 - ② 厚生労働省令で定める五類感染症の患者様(厚生労働省令で定める五類感染症の感症状病原体保有者を含む。)
 - ③ その他行政から報告の求めがあるもの

第3条 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、年2回開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果及び参加実績を記録・保存する。

第4条 発生状況の報告に関する基本指針

- (1) 院内感染が発生した場合は、速やかに院内関連部署へ連絡する。
- (2) 「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」等に定める感染症患者様を診断した場合または感染症のアウトブレイクが発生した場合は、保健所長を通じて県知事へ届出る。

第5条 院内感染発生時の対応

- (1) MRSA 等の感染を防止するため、院内感染サーベイランスを継続的に行い、週1回程度で「感染情報レポート」を作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、病院感染防止対策委員会で再確認等して活用する。

- (2) 院内感染発生時は、その状況及び患者様への対応等を病院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (3) 多剤耐性菌によるアウトブレイクが疑われるときは、上記のほか、地域の医療機関間ネットワークへの支援要請や保健所等への報告を適宜行う。

第6条 院内感染対策マニュアル(当院では病院感染対策マニュアルと呼ぶ)

別紙、病院感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第7条 患者様への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者様又は御家族が閲覧できるように病院のホームページに公開する。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第8条 感染対策の推進のために必要なその他の基本方針

- (1) 医療機関内における院内感染対策を推進する。
- (2) 本指針は、定期的に見直しを行うとともに、改訂は院内感染対策委員会の議を経て策定する。

【病院感染対策組織図】

